

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年11月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第48号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第12条保健福祉部の款保健福祉総務課の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例による事務（区役所及び区役所支所の所管に属するものを除く。）及び同条例による事務の統轄に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)